

## 5章 まちづくりの推進に向けて

全体構想や地区別構想で示したまちづくりの推進に向けて、以下のような基本的な考え方で取り組みます。

### (1) 適切なまちづくり手法の選択

都市計画マスターplanに掲げた将来像を実現するため、今後、様々な事業を展開していく必要があり、それらを進めるにあたっては、適切な手法を選択する必要があります。市街地再開発事業や土地区画整理事業と呼ばれる「プロジェクト」や地区計画制度をはじめとする「ルールづくり」など、様々な手法がありますが、その地域の特性や状況、町民の意向などを総合的に踏まえて、ふさわしい手法を検討します。

また、都市計画の分野において IoT やビッグデータ等のデジタル技術を活用し、地域の課題解決や新たな価値創造を図ることで、社会や町民の暮らしなどを根本的に変革するデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組を推進します。

### (2) 適切な役割分担

本計画に定めた「将来都市像」を実現し、また「まちづくりの方針」に示した内容を実行するにあたっては、行政が主導的・先導的な役割を果たすとともに、これまで以上に町民の参加を促進していく必要があります。

行政・町民・事業者等が以下の役割を果たしつつ、相互理解と協働のもとでまちづくりを推進します。

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本計画に基づく具体的な計画づくりや各種の事業の推進、事業に関する情報提供と町民等の意見や要望の反映</li> <li>○町民の建物の新築や改築、民間の開発事業に際して、本計画に位置づけた方針に基づく指導や要請</li> <li>○町民の参加と主体的な活動を支援する仕組みづくり</li> </ul>
町民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本計画に位置づけた方針に沿った建物の新築や改築</li> <li>○具体的な計画づくりや事業、施設の維持管理など、まちづくりの様々な取組に対する積極的・建設的な参加</li> <li>○家庭や地域での話し合い等の災害への備え、自主防災組織の活動への積極的な参加</li> </ul>
民間開発事業者等の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本計画に沿った開発や建築</li> <li>○民間活力の導入が望まれる事業に対する積極的な参画</li> <li>○公共性の高さを考慮した事業の実施（公共交通等）</li> </ul>

### (3) まちづくりの推進体制の整備

---

まちづくりの今日的課題の多くは、ひとつの行政分野で解決できるものではなく、複雑かつ多様化しているため、都市計画マスターplanでは、様々な計画等との整合に留意しながら、他の行政分野についても言及しています。このため、都市計画マスターplanに基づくまちづくりの推進にあたっては、府内における横断的な連携の強化など、体制の充実を図ります。

また、行政・町民・事業者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互理解と協働のもとでまちづくりを推進するため、町民や事業者などの活動支援と、行政との協働のための体制を整えていきます。

### (4) 財源の確保

---

都市計画マスターplanに基づくまちづくりの推進にあたっては、国や県からの支援を受けつつ、重点的・効率的な投資「選択と集中」の考え方に基づいた効率的な事業の推進、民間活力の活用などを検討・推進していきます。

## 2

# 計画の進行管理と見直しの考え方

## (1) 計画の進行管理

本計画は令和18年を目標年次として設定し、計画に示したまちづくりを推進するために、総合振興計画をはじめとする各種計画や具体的なまちづくり事業との連携を図りながら進捗状況を隨時検証し、適切な進行管理を行うことで計画の実効性を高めていくことが必要です。

進行管理にあたっては、PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルを活用し、本計画に基づく具体的なまちづくりの取組が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを検証します。

## (2) 計画見直しの考え方

都市計画マスタープランは、今後の社会情勢や町民ニーズの変化等に対して柔軟に対応するため、策定から10年が経過した令和8年の公表に合わせ、令和7年に中間見直しを実施しました。今後も様々な要因によって内容の見直しが必要となった場合、適宜改定していくものとします。

### 進行管理と見直しのイメージ

